

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 92 回 「最大の支援策」？ ～ 中小企業新事業活動促進法の施行

去る 4 月 13 日、「中小企業新事業活動促進法」が施行となった。I K G ホームページ、飯島賢二税理士事務所サイトの「注目記事」をご覧頂いている方は、「何を今さら...」と怒られるかもしれないが、今さら、改めて、この話をしてみたい。

この新法は、従来の中小企業支援 3 法（中小企業経営革新支援法、中小企業創造活動促進法、新事業創出促進法）による支援施策を統合・強化する目的で一本化され、簡素で、利用しやすい体系が構築されたこととなった。

中小企業を取り巻く経営環境は、依然として混沌としている。そのような経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図り、中小企業が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動（**新連携**）を支援する、具体的支援策の集大成といえ、「最大の支援策」といわれる所以である。

その中心的支援策は、創業、経営革新、異分野連携の各事業に対する設備投資等の減税措置である。

創業支援は、設立 5 年以内の中小企業者や、製造業、ソフトウェア業等の 4 業種における創造的活動に対して、30%の特別償却又は 7%の税額控除エンジェル税制、また、一定の要件を満たすベンチャー企業株式の、譲渡益を 1/2 に圧縮等、更に設立 10 年以内の中小同族会社等の留保金課税の特例（廃止）の継続的措置を認めている。

経営革新支援としては、「経営革新計画承認企業」の**全てに**、30%の特別償却又は 7%の税額控除設備投資減税の拡張を認めている。従って、従来の資本金要件、生産額等減少要件は撤廃された。そして、承認を受けた中小同族会社は、留保金課税を廃止する特例を新設している。

異分野連携支援は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の承認を受けた者のうち、一定の成長が見込まれる認定事業者については、30%の特別償却又は 7%の税額控除の設備投資減税が新設された。

ここで言う、設備投資の適用対象資産とは、原則 1 台又は 1 基の取得価格が、機械及び装置にあっては 280 万円以上、器具及び備品にあっては 120 万円以上の新品のものと規定されているので、注意したい。

新法による承認等の要件と手続き等については、新法施行日以後に事業年度が開始する法人は、新法が実質的に運用開始となる 5 月 2 日以降、速やかに計画立案。承認申請など一連の手続きを行う必要があるため、十分留意したい。

活用できる施策は、もちろん、積極的に導入を検討すべし！！である。